

一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令案に対する御意見の内容及び御意見に対する環境省の考え方

1. 省令案の内容に対する御意見

御意見の概要	環境省の考え方
<p>廃棄物処理法の目的と火薬類取締法の目的とが重複しており、廃棄物処理法による規制を掛ける必要性が極めて少ないと考えられること、廃火薬類の収集・運搬又は処分を行う者として想定される販売業者は小規模経営の業者が大半であり、これらの者に一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けさせることは現実的でないことから、施行期日等については、期限を定めないか、さらに長期間とするのが望ましいと考える。</p>	<p>火薬類取締法の適用を受ける火薬類であっても、廃棄物に該当する場合は、従前どおり、生活環境の保全を目的とする廃棄物処理法の適用を受けることとなりますので、廃火薬類については、引き続き、同法に基づく規制により、その適正処理を確保する必要があります。</p> <p>本省令は、このような考え方を踏まえつつも、円滑に陸上処理へ移行するために、暫定的に、廃火薬類の保管のみを行う場合に限り許可を不要とするものであり、海洋投入処分が全面的に禁止される平成19年4月1日以降においては、廃火薬類の処理は、廃棄物処理法に基づき、新たな陸上処理体制により行われるべきと考えます。</p> <p>したがって、御指摘の事情をもって、本省令の期限を延長することは適当ではないと考えます。</p>
<p>省令の目的が不明であり、もう少し火薬類の取扱いの実態を掴んで省令を制定すべきである。</p>	<p>本省令は、省令案の概要にも示したとおり、廃火薬類の陸上処理体制が構築されるまでの間、暫定的に廃棄物処理法の特例を講じるために制定するものであり、陸上処理への円滑な移行のために必要不可欠なものであると考えています。</p> <p>なお、新たな陸上処理体制については、現在、火薬類取締法を所管する経済産業省に要請し、火薬業界団体による処理体制構築の検討が進められており、環境省も協力することとしています。</p>

2. その他の御意見

御意見の概要	環境省の考え方
<p>火薬類は、製造から消費、廃棄まで、火薬類取締法で規制されており、不要になった火薬類といえどもその廃棄は火薬類取締法で規制すべきであり、廃棄物処理法で規制すべきではない。</p>	<p>火薬類取締法の適用を受ける火薬類であっても、廃棄物に該当する場合は、従前どおり、生活環境の保全を目的とする廃棄物処理法の適用を受けることとなりますので、廃火薬類については、引き続き、同法に基づく規制により、その適正処理を確保する必要があります。</p>
<p>廃火薬類を適正に収集又は運搬する者が、全て一般廃棄物処理基準を理解しているとは限らないのではないか。</p>	<p>廃火薬類の収集又は運搬を業として行う場合には、原則として、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります。</p>
<p>別添資料中の記載が、非常に分かりにくい、</p>	<p>別添資料を作成するに当たっては、規制の内容等を具体的かつ明確に示すため、条文案に則すことを原則としつつ、可能な限り、平易な表現に努めたところではありますが、なお難解であるとの御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>